

徹底批判・防衛省作成
「防衛力の抜本的強化に関するQ & A」

2023年10月22日
自由法曹団改憲阻止対策本部

はじめに

昨年12月16日、岸田政権は、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の3文書(以下「安保3文書」)を改定しました。

ここでは、「防衛力の抜本的強化」の名のもと、「反撃能力」(「敵基地攻撃能力」)保有や5年間で43兆円とされる軍事費の大幅増など、戦後日本の安全保障政策を大転換させる内容が掲げられています。

岸田政権は、かかる抜本的強化について、「戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守るため」と説明していますが、本当に「防衛力の抜本的強化」によって平和を実現することができるのでしょうか。

この点に関し、2023年3月、防衛省が「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」と題する文書を公表し、その中でQ&A形式で「防衛力の抜本的強化」の必要性を説いているので、この各回答(Answer)に批判的検証を加えることで、いま「防衛力の抜本的強化」が求められているどころか、これが東アジア地域の軍拡競争や軍事的緊張を激化させ、私たちの命や平和な暮らしを脅かす危険な代物であることを明らかにしたいと思います。

防衛省「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」

<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/index.html#page=14>

Q1 ● 防衛力を抜本的に強化する前に外交努力が必要では？

Answer. 外交努力の必要性は言うまでもありませんが、同時に、我が国は、自らの防衛力の抜本的強化に真剣に取り組まざるを得ない状況に置かれています。

国家安全保障戦略においても戦略的アプローチの第1として、「力強い外交の展開」を掲げています。その上で、防衛力は国家安全保障の最終的な担保となるものです。

国民の命と平和な暮らしをしっかりと守れるという体制を示すことが、外交における説得力にも繋がります。

〔出典：防衛省HP（https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/guideline_pamph.pdf）〕

国家安全保障戦略は「我が国はまず、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固めるものとなる」（同4頁）と述べています。これを受けて、防衛省も「外交には裏付けとなる防衛力が必要です」、「国民の命と平和な暮らしをしっかりと守れる体制を示すことが、外交における説得力にも繋がります」と主張しています。

これは、軍事力を潜在的に行使することで、外交目的を達成しようとする考え（強制外交）に基づくものです。政府や防衛省は「外交の地歩」や「外交における説得力」と称していますが、その実態は軍事力行使の威嚇を用いるということです。こちらの要求を聞き入れないのであれば痛い目に合わせる、あるいは力づくで目的を実現すると脅すことによって、相手国が要求どおり行動するように誘導しようとするもので、そのためには相手国が威嚇に屈するだけの「防衛力の抜本的強化」が必要となります。

軍事力による威嚇に依拠する点で「抑止」と共通するものですが、現状維持を目的とする「抑止」にとどまらず、さらに「我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するため」、つまり、自国にとって望ましいように現状を変えるために能動的に軍事力による威嚇を用いていこうという点で、軍事力への依存をより深刻化させます。防衛省は「外交努力の必要性は言うまでもありません」と述べていますが、真に外交的努力を重視しているのであれば、軍事力を背景とした利益追求手段に依拠するという発想にはならないはずです。

対話による交渉で外交目的を達成することは容易なことではありません。しかし、強制外交も、抑止力と同様、相手側の出方に依拠するので、不安定かつ不確実で、単に相手国に対する軍事的優越の状態にあれば外交目的の達成が保証されるようなもの

ではありません。むしろ、相手国にも軍事力による対抗手段をとることを誘発したり、相手国が要求を呑まなければ、目的断念か、武力行使や戦争といった力づくでの目的達成かの二択を迫られることにもなるといった重大なリスクがあります。これらにまったく言及せず「防衛力の抜本的強化」で外交の成功が保証されるかのように描くのは欺瞞的ともいわざるをえません。

国際紛争の解決を武力に委ねた戦前の過ちを踏まえ、日本国憲法では、武力を背景に自国の要求を相手国に強要して実現する行為（武力による威嚇）も国際平和の実現を妨げるものとして放棄しています。また、武力紛争だけでなく、気候変動、感染症、格差と貧困など、国際的な取り組みや協力を必要とするグローバルな問題が深刻化する中、相互不信と対立を助長する軍事力に依拠するべきでは一層ありません。外交の背景となる国力には、軍事力、経済力だけでなく、政治力、技術力、文化力など様々な要素があり、軍事力以外に拠って立つ外交の展開こそが、アジア太平洋地域の国々との関係発展や地域協力の推進につながり、日本や世界の平和と安定に寄与するものです。

Q2. 周辺国の軍拡競争を招くのではないのでしょうか？

Answer. あくまで、我が国の国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要なものです。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境と対峙する中で、我が国は防衛力を抜本的に強化することで、対応しなければならない状況に置かれており、国民を守り抜くために必要な防衛力の内容を積み上げました。軍拡競争を防ぐため、諸外国に対して、防衛政策の具体的な考え方を明確にするなど自国の安全保障政策の透明性の確保に積極的に取り組みます。

【出典：防衛省HP（https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/guideline_pamph.pdf）】

防衛省は、日本は「防衛力を抜本的に強化することで、対応しなければならない状況に置かれており、国民を守り抜くために必要な防衛力の内容を積み上げました。軍拡競争を防ぐため、諸外国に対して、防衛政策の具体的な考え方を明確にするなど自国の安全保障政策の透明性の確保に積極的に取り組みます。」と回答しています。

この回答はつまり、「軍拡競争を招く危険はあるけれど、必要だから仕方がない。安全保障政策の透明性を確保することで軍拡競争が起きないように頑張る。」と言っているのであって、「軍拡競争を招くのでは？」との懸念に正面から答えていません。むしろ、防衛省自身が、今般の日本の防衛力強化が軍拡競争に結び付く危険をはらん

でいることを十分認識していることが伺えます。

問題は、今回の日本の防衛力強化が、「自国の安全保障政策の透明性の確保に積極的に取り組む」ことで軍拡競争、ひいては戦争の危険を防止できるようなものであるのかです。

しかしながら、2022年末の安保三文書改定では、日本は「武力行使の三要件に基づき」敵基地攻撃能力を行使することとしています。つまり「我が国に対する武力攻撃が発生した」場合のみならず、「我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が発生し」我が国に一定の危険があると判断された場合（存立危機事態）、例えば「台湾有事」が起きて中国から米軍に対する武力攻撃の着手があった場合には、敵基地攻撃に踏み切るということです。中国が台湾統一を譲れない目標とみている以上、日本がこのような敵基地攻撃能力の内容についていくら「透明性を確保」したところで、中国の軍備増強を止めることはできません。また2022年末、米ウォール・ストリート・ジャーナル紙は、『眠れる巨人』日本が目覚める」と題する社説を掲載し、今般の安保三文書改定を「歴史的な大転換」と評価しました。この社説は岸田政権を称賛する内容ですが、翻って日本の周辺諸国からみれば日本の防衛力強化が、米国と一体の大きな脅威に映っていることは想像に難くありません。

このように今般の防衛力強化は、周辺国の軍拡競争を招き、ひいては、かえって日本を戦争の危険に呼び込むものです。

そしてそもそも、敵基地攻撃能力それ自体が実効性を欠くものであり、「国民を守り抜くために必要な防衛力」などではありません。いったい何のためにわざわざ自ら軍拡競争を招くようなことをするのか、不明と言わざるを得ません。

Q3. 反撃能力は憲法違反ではないか？

Answer. 反撃能力は、我が国への弾道ミサイル等による攻撃に対し、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として行使されるものであり、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を堅持しているものです。

1956年2月29日に政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものです。この政府見解以来、一貫して憲法の範囲内とされてきています。

【出典：防衛省HP（https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/guidline_pamph.pdf）】

防衛省は、敵基地攻撃能力は「やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として講師されるものであり、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を堅持しているものです」としています。しかしながら、現代におけるミサイル技術の発展（車載移動式の発射台、水上艦艇、潜水艦、航空機等からの発射）により、ミサイル発射基地の特定は、技術的に極めて困難な現状があります。様々な発射形態を想定して「反撃」をすとなれば、攻撃の対象は特定のミサイル基地のみならず、ミサイル発射を統制するミサイル基地以外の基地等を含む指揮統制機能等にも及びうることとなります。実際に、2022年4月26日付で自由民主党政務調査会が発出した「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」では、「敵基地攻撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含むものとする。」とされているのです。

上記のような無制限に攻撃対象が及びうる防衛は、「必要最小限度」の範囲を明らかに逸脱しますし、無制限に攻撃を加えることのできる実力は、それ自身が「他国の領域に対して直接脅威を与える攻撃的兵器」、「他国に対する侵略的脅威を与えるもの」として「戦力」に該当し（憲法9条2項）、憲法違反であることが明かです。

また、防衛省は、敵基地攻撃能力について「1956年2月29日に政府見解として、憲法上、『誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である』としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった」とし、上記政府答弁を根拠に、敵基地攻撃能力の保有は憲法の範囲内であると述べています。

しかしながら、従来の政府の立場とは、誘導弾等による攻撃によって「日本の全土が焼土に化し」たり、「一億の国民が全部死ぬ」というような存亡の「せとぎわ」において、その攻撃を防ぐのに他に全く手段がないと認められる限り、「誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」とするものであって、敵基地攻撃能力一般について、その保有がおおよそ法理上可能としたものでもありません。「一貫して憲法の範囲内とされてき」たとする防衛省の主張は、政府があたかも敵基地攻撃能力保有一般について合憲と解してきた点で明らかに誤っています。

Q4. 増強された部隊が配備されれば、その地域が攻撃目標になりませんか？

Answer. 防衛態勢が強化されるので、その地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものです。

防衛力の抜本的強化の目的は、我が国への武力攻撃を思いとどまらせる抑止力の強化です。
他方、我が国への攻撃が想定される極限の状況である場合、住民避難等の国民保護措置を含めて安全対策に万全を期すとの考えに立って国民保護活動との円滑な連携が必要不可欠であると考えています。

〔出典：防衛省HP（https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/guidline_pamph.pdf）〕

これはいわゆるクローズドクエスションであるにもかかわらず、防衛省は、「防衛体制が強化されるので、その地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものです」と、YESかNOかで答えることができていません。

防衛省がこの質問に正面から答えるのであれば、YESと答えざるを得ないと思います。なぜなら、安保3文書で新方針として決められた敵基地攻撃能力は、まさに敵の部隊や基地を狙う、という考え方に基づいているからです。日本は敵国の基地を攻撃対象とするが、日本の基地は攻撃対象にならないだろうというのはあまりにも都合が良過ぎます。

現在、石垣島、与那国島、宮古島、沖縄といった南西諸島にミサイル基地の配備が進められています。そして、これらの島では、自らの暮らす土地が標的にされることを恐れた反対運動が現に広がっています。こうした島民の声を無視して、防衛省（政府）は、「我が国全体の安全の確保」のためと言って、軍事拠点化を進めているのです。

防衛省は、「防衛力の抜本的強化の目的は、我が国への武力攻撃を思いとどまらせる抑止力の強化です」と説明します。ゆえに「その地域を含め我が国全体の安全の確

保につながる」というロジックです。

しかし、軍備の拡大が抑止にならず、むしろ攻撃を誘発する可能性があることは、プーチンが、ウクライナの NATO 接近を侵略の理由の一つとしていることから明らかです。さらに歴史を遡れば、軍事大国であるアメリカの抑止でさえ破綻したことがあります。日本による真珠湾攻撃です。

軍事による抑止は破綻することがあることは実証されています。そして、相互の「抑止力強化」を理由とした軍備拡大ののちにそれが破綻した場合には、取り返しのつかない悲惨な事態となります。

防衛省は、「我が国への攻撃が想定される極限の状況である場合、……国民保護活動との円滑な連携が必要不可欠」としていますが、日本において有事の際の国民保護は事実上自治体に丸投げの状態であり、具体的な有事の想定もなく、現実性や実効性を見出せない保護計画が作られているにとどまります。

そもそも、敵国から稼働中の原子力発電所をミサイルで狙われた場合に、国民が避難する場所などあるのでしょうか。食料自給率の低い日本では、一旦に戦争となれば餓死者が多く出ることが予想されますが、それでも「継戦能力」を保有して戦争を続けるのでしょうか。もしくは、敵国に核兵器を使われたら、どんな立派な保護計画があったとしても、一巻の終わりではないのでしょうか。

万が一にでも戦争を起こしてはいけません。そのために、軍拡によって緊張を高め合うのではなく、話し合いによる緊張の緩和に努めなければなりません。

Q5. 中国、北朝鮮、ロシアを念頭に置いているのですか？

Answer. 特定の国や地域を脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想に立っているわけではありません。

力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が重要であり、そのために我が国を守り抜くという意味と能力を示せる防衛力強化を進めるものです。

【出典：防衛省 HP (https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/guideline_pamph.pdf)】

防衛省は「特定の国や地域を脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想に立っているわけではありません。力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が重要であり、そのために我が国を守り抜くという意味と能力を示せる防衛力強化を進めるものです。」と主張しています。

しかし、2023年12月16日に新たに閣議決定された「国家安全保障戦略」においては、その冒頭の「策定の趣旨」において、「中国は東シナ海、南シナ海において力による一方的な現状変更やその試みを推し進め、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、核の更なる小型化を追求するなど行動をエスカレートさせ、ロシアもウクライナ侵略を行うとともに、極東地域での軍事活動を活発化させている。」として、各国の軍事行動を名指しで指摘し、「相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。」として、これらの脅威を根拠として防衛力の強化の必要性を強調しています。

同じ「国家安全保障戦略」では、「我が国周辺国等の軍事動向」と題して、中国の国防費の急速な増加や南シナ海の軍事拠点化を指摘し「中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項」と明言しています。北朝鮮及びロシアの軍事動向も取り上げ「我が国の案円保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」「防衛上の強い懸念」と指摘しています。

また、アメリカは長年にわたり自国の軍事費削減の両輪として日本の防衛力強化を求め続けています。アメリカの軍事的な存在感が東アジアで低下する中で、中国、北朝鮮、ロシアに対する牽制の役割を日本に担わせることを目的としていることは明らかです。現に安保三文書の閣議決定を受けてアメリカ政府は速やかに歓迎の意向を示しています。

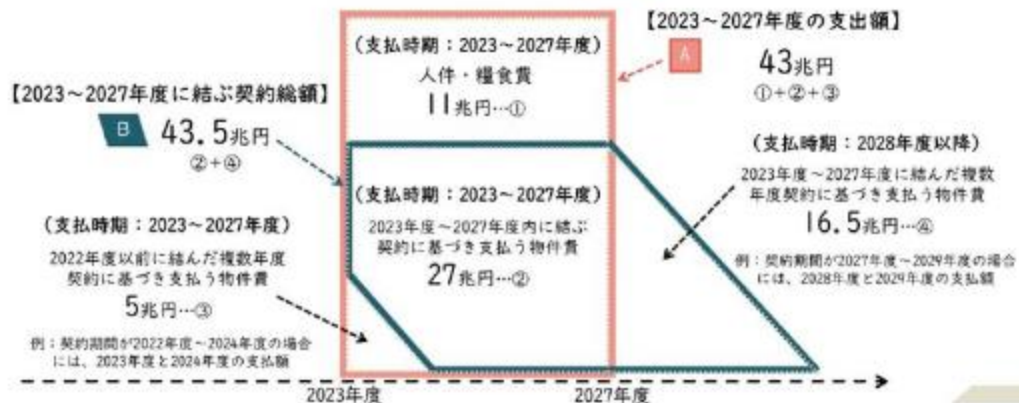
日本の安全保障政策においては、中国、北朝鮮、ロシアという周辺諸国の脅威を強調し、これらに対抗していくための抑止力として防衛力強化を進めようとしているというほかありません。

では、防衛省はそれらの諸国を想定していない、とするのでしょうか。それは中国、北朝鮮、ロシアが日本に対して及ぼす軍事的な事象を具体的に想定できていないからにほかなりません。そもそも日本の現状を踏まえれば、防衛力の抜本的強化を行ったとしても大国である中国・ロシアの軍事力の規模には遠く及ばず抑止力足りえません。また、国際社会からの制裁を受けながらも軍事行動を続ける北朝鮮にとっては日本が抑止力を高めたとしても防衛省の主張するような安全確保にはつながらないでしょう。特定の国や地域を前提とするとした場合には、軍事的な具体的事象に対抗しうることを説明しなければなりません。そのようなことができないために、防衛省は前述のような回答をせざるを得ないのです。多額の防衛費増額による軍事的対抗力の強化が実質的に日本の安全保障に繋がらないとの批判を避けるための隠れ蓑というほかなく、具体的な危機の想定もできない以上、その必要性の裏付けとなる安全保障環境はそもそも変化していないことは明らかです。

周辺諸国の危険性を煽り国民に多大な負担を強いながら、実際には安全保障としては有効ではない防衛力強化を進める防衛省の説明は、極めて不誠実なものといえます。

Q6. 2023年度～2027年度の5年間に必要な予算額はいくらですか？

Answer. 5年間の支出額は、自衛隊員の給与や食料等の経費（人件・糧食費）を含めて、43兆円程度 **A** です。一方、新たに事業を開始するために結ぶ契約額（物件費）の5年間の合計は、43.5兆円程度 **B** です。



【出典：防衛省HP（https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/guideline_pamph.pdf）】

防衛省は「5年間の支出額は、自衛隊員の給与や食料等の経費（人件・糧食費）を含めて、43兆円程度です」と説明しています。

しかし、人件・糧食費は11兆円に過ぎず、残りは、2022年度以前や、2023年度～2027年度の時期の契約に基づく物件費で、主に敵基地攻撃能力の保有や宇宙・サイバー空間における対応のための装備、武器・兵器の取得等に充てられます。具体的には、極超音波誘導弾の研究やトマホークの取得などによって遠距離の敵を攻撃する「スタンド・オフ防衛能力」に5兆円、イージス・システム搭載艦や迎撃ミサイル等敵の長距離攻撃に対処するための「統合防空ミサイル防衛能力」に3兆円、装甲車の取得、戦闘機の取得、護衛艦の建造、宇宙・サイバー空間の対応のための装備を内容とする「領域横断作戦能力」に8兆円、弾薬・誘導弾の取得、装備品の修理、施設の地下化等の「持続性・強靱性」に15兆円をかける等の予定です。一度取得した装備は、維持・管理費用がかかる上、最新の装備にアップデートするには更なる費用がかかることが見込まれます。

また、対外有償軍事援助（FMS）という、アメリカから装備品を購入する契約については、2023年は1兆4768億円となり、前年度の3797億円から1兆円以上も跳ね上がりました。このFMSは、アメリカの言い値によって装備品を買い、納期もアメリカ次第という不公平なものです。

物件費に予算をつぎ込むことで、日本がアメリカ等と一緒に戦う戦争をする軍事国家に変容してしまい、東アジアの周辺諸国との緊張を高め、かえって戦争や紛争の発生リスクを高めることにつながりかねません。

防衛省は、「新たに事業を開始するために結ぶ契約額（物件費）の5年間の合計は、43.5兆円程度です。」と説明しています。

しかし、このうち16.5兆円は、契約時期は2023年度～2027年度であるが支払が2028年度以降になるもので、後払いになる分です。この後払いの分は後年度負担と呼ばれ、高額兵器の購入費などを複数年度に分割して支払うもので、契約した年の防衛費の予算には含まれず、それより後の防衛費に含まれます。以前から後年度負担は存在しており、2013年度は3兆2300億円程度でしたが、2022年度には5兆8600億円に、2023年度には7兆円に急増しています。

また、2028年度以降の後年度負担は16.5兆円に増えており、これも含めれば、2023年度以降に増える防衛費は、合計で59.5兆円になり、大変な増額になります。防衛省は、増える防衛費43兆円と言っていますが、実際は60兆円近い金額が増えることになります。

さらに、これだけの防衛費が確保できるか不確実であり、また、結果的に国債を発行し、国民の負担を増やす展開が予想されます。

政府は、防衛費の増額分のうち4分の3は決算剰余金の活用と税外収入、歳出削減で、残り4分の1は増税で賄うと説明しています。決算剰余金は額が安定しませんし、税外収入には、新型コロナウイルス対策費から国庫に返納された約4000億円や商業施設の売却収入約4000億円など一時的な財源も含まれており、継続して確保できるのか不透明です。

復興特別所得税2.1%のうち1%を防衛費にまわして約2000億円を確保することになっていますが、本来の復興に使える金銭が減る分、復興特別所得税の徴収を延長することが見込まれ、実質的に所得税の増税になっています。

また、初めて建設国債を防衛費（施設整備費や艦船建造費等）に充てることとされており、その額は4343億円にものぼります。本来ならば公共事業に充てられるべき金銭が防衛費に回されており、その分、国民の負担が大きくなっています。政府は国民に負担が行かないと説明をしていますが、実際は影響があると言わざるを得ません。

以上